

平成23年12月21日

衆議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣
参議院議長 総務大臣 環境大臣 あて

静岡県議会議長 植田 徹

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書

近年、野生生物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしている。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度において全国で213億円にも上り、その被害は農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっている、との指摘もある。

平成20年2月には、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が施行され、鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への捕獲許可の権限移譲など、各種支援の充実が図られてきた。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動の促進や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠である。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体管理数の上からも、正確な頭数の把握は欠かせないが、その調査方法はいまだ十分なものとはいはず、早期の確立が望まれる。

よって国においては、鳥獣被害防止対策の充実を図るため、下記事項を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が行う鳥獣被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 専門的な知識や経験に立脚した人材の養成を図るとともに、地域の取り組みに対する技術指導などを含めた人的支援を強化すること。
- 3 有害鳥獣の正確な生息数及び生息域の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4 効果的な鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。